

前橋市個人情報保護条例の改正について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

自己情報の訂正等の請求に対する決定等を定める規定において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項を改める等、規定の整理を行う。

3 施行期日

令和3年9月13日